

## 建築設備工事監理状況調書

確 認 項 目		添付書類	
共通	1	敷地内外の給排水設備の接続が完了している。	
	2	令第9条等の関係規定(水道法、下水道法、ガス事業法等)については、所管官庁届等により確認した。	
給排水設備	1	給排水管、通気管等が規定の材質で施工されている。	写真
	2	雨水排水立て管は、汚水排水管、通気管と兼用し、または、これらの管と連結していない。	
	3	排水管の保守点検のための掃除口等が設けられている。	
	4	流し器具、洗面器具、浴槽の床排水等に規定の排水トラップが設けられている。	写真
	5	合併処理浄化槽が申請どおりに設けられている。(※工事中及び型式番号がわかる写真を撮ること。)	写真
	6	合併処理浄化槽、くみ取り便所の便槽が漏水していない。	写真・データ
	7	駐車場にオイル阻集器を設ける場合、その構造が適切である。	写真
	8	厨房の排水設備にはグリース阻集器が設けられている。	写真
換気設備	1	換気設備は保守点検に支障ない位置にある。	
	2	火気使用室に規定の給気(ガラリ等)と規定の換気換気設備が設けられている。	写真・データ
	3	排気ダクトが規定の材質で施工されている。	
	4	居室には当該床面積の1/20以上の開口部又は規定の機械換気設備が設けられている。	機械換気データ
	5	シックハウス対策の機械換気設備が規定どおりに施工されている。	写真・データ
	6	密閉式、半密閉式ガス器具に設けられた排気筒(煙突)には防火ダンパーが取り付けられていない。	
その他	1	外壁部で「延焼のおそれのある部分」に設けられた換気設備の開口部に防火設備(FD等)が設けられている。	写真

(注意)

- 1 確認した項目については、項目番号を○で囲んでください。
- 2 合併処理浄化槽及びくみ取り便所の便槽は、漏水試験結果(24時間)のデータを添付してください。
- 3 機械換気は、室ごとに、給気の方法、排気については法定風量(m<sup>3</sup>/h)に対する実測風量(m<sup>3</sup>/h)を記入した一覧表にして添付してください。なお、換気風量については、換気扇の性能で確認できる場合は、実測に変えて換気扇の性能図を添付しても良いこととします。
- 4 施工写真で同じ施工方法によるものは、代表する写真を添付してください。
- 5 項目に記載がない建築設備(排煙設備、非常用の照明装置等)がありましたら、その他の欄に記入し、照度データ等を添付してください。